

令和3年3月

預金規定改定のお知らせ

当組合では、お客さまの利便性向上を図るため、下記のとおり預金規定を改定いたします。

記

1. 対象となる預金規定

- ・ 総合口座取引規定
- ・ 普通預金規定
- ・ 無利息型普通預金規定
- ・ 定期預金共通規定
- ・ 定期積金規定

2. 主な改定内容

普通預金、定期預金及び定期積金の解約など一部の預金取引につきまして、当組合が別に定める基準を満たす場合は、お取引店のほか当組合本支店での取扱いが可能となります。なお、お取引に際し、本人確認書類の提示等を求める場合がございます。

詳細は、別紙新旧対比表をご参照ください。

3. 改定時期

令和3年4月1日

以上

変更前	変更後
<p style="text-align: center;">総合口座取引規定</p> <p>2. (取扱店の範囲)</p> <p>(1) 普通預金は、当店のほか当組合本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻し（当座貸越を利用した普通預金の払戻しを含みます。）ができます。</p> <p>(2) 定期預金の預入れは当組合所定の金額以上(ただし、中間利息定期預金によって作成されるこれらの預金の預入れの場合を除きます。)とし、定期預金の預入れ、解約または書替継続は当店のみで取扱います。</p>	<p style="text-align: center;">総合口座取引規定</p> <p>2. (取扱店の範囲)</p> <p>(1) 普通預金は、当店のほか当組合本支店で預入れまたは払戻し（当座貸越を利用した普通預金の払戻しを含みます。）ができます。</p> <p>(2) 定期預金の預入れは当組合所定の金額以上(ただし、中間利息定期預金によって作成されるこれらの預金の預入れの場合を除きます。)とし、定期預金の預入れ、解約または書替継続は当店で取扱います。ただし、当組合が別に定める基準を満たす場合は、当店のほか当組合本支店で取扱います。</p>
<p>14. (解約等)</p> <p>(1) 普通預金口座を解約する場合には、この通帳を持参のうえ、当店に申出てください。</p> <p>この場合、この取引は終了するものとし、貸越元利金等があるときはそれらを支払ってください。なお、この通帳に定期預金の記載がある場合で、定期預金の残高があるときは、別途に定期預金等の証書または通帳を発行します。</p>	<p>14. (解約等)</p> <p>(1) 普通預金口座を解約する場合には、この通帳を持参のうえ、当店に申出てください。ただし、当組合の定める基準を満たす場合は、当店のほか当組合本支店で取扱います。その際は、改めて本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。</p> <p>この場合、この取引は終了するものとし、貸越元利金等があるときはそれらを支払ってください。なお、この通帳に定期預金の記載がある場合で、定期預金の残高があるときは、別途に定期預金等の証書または通帳を発行します。</p>
<p style="text-align: center;">普通預金規定</p> <p>1. (取扱店の範囲)</p> <p>この預金は、当店のほか当組合本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻しができます</p>	<p style="text-align: center;">普通預金規定</p> <p>1. (取扱店の範囲)</p> <p>この預金は、当店のほか当組合本支店で預入れまたは払戻しができます。</p>
<p>13. (解約等)</p> <p>(1) この預金口座を解約する場合には、通帳および届出の印章を持参のうえ、当店に申出てください。</p>	<p>13. (解約等)</p> <p>(1) この預金口座を解約する場合には、通帳および届出の印章を持参のうえ、当店に申出てください。ただし、当組合が別に定める基準を満たす場合、個人の預金口座解約を当店のほか当組合本支店で取扱います。その際は、改めて本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。</p>

変更前	変更後
<p style="text-align: center;">無利息型普通預金規定</p> <p>1. (取扱店の範囲) この預金は、当店のほか当組合本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻しができます。</p>	<p style="text-align: center;">無利息型普通預金規定</p> <p>1. (取扱店の範囲) この預金は、当店のほか当組合本支店で預入れまたは払戻しができます。</p>
<p>13. (解約等) (1) この預金口座を解約する場合には、通帳および届出の印章を持参のうえ、当店に申出てください。</p>	<p>13. (解約等) (1) この預金口座を解約する場合には、通帳および届出の印章を持参のうえ、当店に申出てください。ただし、当組合が別に定める基準を満たす場合、個人の預金口座解約を当店のほか当組合本支店で取扱います。その際は、改めて本人確認書類の提示等の手続きを求めています。</p>
<p style="text-align: center;">定期預金等共通規定</p> <p>3. (預金の解約、書替継続等) (1) この預金を解約または書替継続するときは、証書の受取欄または当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの証書(通帳)とともに当店に提出してください。 (2) 期日指定定期預金の一部について解約または書替継続するときは、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの証書(通帳)とともに当店に提出してください。</p>	<p style="text-align: center;">定期預金等共通規定</p> <p>3. (預金の解約、書替継続等) (1) この預金を解約または書替継続するときは、証書の受取欄または当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの証書(通帳)とともに当店に提出してください。ただし、当組合が別に定める基準を満たす場合、個人預金の解約または書替継続においては、当店のほか当組合本支店で取扱います。その際は、改めて本人確認書類の提示等の手続きを求めています。 (2) 期日指定定期預金の一部について解約または書替継続するときは、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの証書(通帳)とともに当店に提出してください。ただし、当組合が別に定める基準を満たす場合、個人預金の解約または書替継続においては、当店のほか当組合本支店で取扱います。その際は、改めて本人確認書類の提示等の手続きを求めています。</p>

定期積金規定

9. (解約)

(1) この積金を解約するときは、証書の受取欄または当組合所定の払戻請求書に届出の印章により、記名押印して当店に提出してください。

定期積金規定

9. (解約)

(1) この積金を解約するときは、証書の受取欄または当組合所定の払戻請求書に届出の印章により、記名押印して当店に提出してください。ただし、当組合が別に定める基準を満たす場合、個人の積金の解約においては、当店のほか当組合本支店で取扱います。その際は、改めて本人確認書類の提示等の手続きを求められることがあります。